

6 特別職の報酬等改定の考え方

(2) 特別職の報酬等の改定にかかる各都道府県の状況調査（調査時点H28年8月）

① 報酬等の改定の判断指標

改定の判断の指標等	都道府県数
当該都道府県の一般職または指定職の 毎年 の改定率を指標としている	2
当該都道府県の一般職または指定職の 累積改定率 を指標としている	11
一般職の改定率、国の指定職や他の都道府県の改定状況、社会情勢等を 総合的に勘案して 判断している	34
うち、「当該都道府県の 一般職等の改定率の累積状況 」を最も重視している都道府県	7
うち、「 他の都道府県や政令指定都市の改定状況 」を最も重視している都道府県	8
その他（複数の要素を総合的に勘案）	19

※各都道府県で、具体的な改定指標がある場合は改定指標を、諸情勢を総合的に勘案して判断している場合は最も重視している要素を調査

② 累積改定率を指標としている県の状況

改定の指標	都道府県数
累積改定率5%程度以上	3
累積改定率4%程度	1
累積改定率3%程度	1
累積改定率2%程度 [愛知県]	1
累積改定率1%程度	2
累積改定率を乗じた結果、1万円以上の変動となる場合	2
プラス改定とマイナス改定で率が異なる 〔プラス改定⇒累積5%以上、 マイナス改定⇒累積1～2%程度〕	1

<参考1> 特別職の報酬等にかかる国の通知（要旨）

○地方公務員の給与制度の改正について（昭和36年2月11日自治事務次官通知）

- ・特別職の地方公務員の給与改定を行う場合には、次の諸事情などを総合的に考慮し、適正な改定を行うこと。
 - ア 国家公務員の特別職の給与改定
 - イ 各地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯
 - ウ 各地方公共団体の一般職の職員の給与改定の取扱い
 - エ 他の地方公共団体との均衡

○特別職の報酬等について（昭和48年12月10日自治省行政局公務員部長通知）

- ・一部の地方公共団体において、特別職の報酬等の決定に関し、一般職の職員に適用される給料表の特定の給料月額に一定割合を乗じて得た額とする等、いわゆるスライド方式を採用するむきが見受けられる。
- ・特別職の報酬等は、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであって、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職の職員の給与とは自ずからその性格を異にし、また、その額は個々具体的に住民の前に明示するよう条例で定めるべきものである。
- ・したがって、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の報酬等についても自動的に引き上げられることとなるような方式を採用することは、特別職の報酬等の額の決定について広く民意を反映させるために設置されている特別職報酬等審議会の実効性が失われることにもなるので、かかる方式を採用することのないよう、厳に留意すること。

<参考2> 各都道府県の特別職報酬等審議会の開催状況

開催状況	都道府県数
定期的で開催している [愛知県]	8
諮問機関としての報酬審を廃止、有識者会議を設置し、少なくとも2年毎に年3回程度会議を開催している	1
事務局において、特別職の報酬等の改定のために必要であると判断した時にのみ報酬審を立ち上げ、諮問している	38